

## 運動部活動の運営について

本校の運動部活動については、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの策定及び運動部活動の適切な運営等に係る取組の徹底について」（平成 30 年 3 月 19 日付け スポーツ庁）及び「鹿児島県部活動の在り方に関する方針の策定及び部活動の適切な運営等に係る取組の徹底について」（平成 31 年 3 月 26 日付け 鹿教保第 476 号）を参考に、以下のような活動方針で実施する。なお、文化系部活動においても同様に置き換えて実施する。

### 1 活動方針

- (1) 運動部活動を通して、部員同士の人間関係を密にするとともに、部員一丸となって目標に向かって努力する過程で、感動を味わわせ、忍耐、自主性、協調性、礼儀など精神的な成長を促す。
- (2) 部員の体力や運動技能の向上はもちろん、人間性や社会性の育成に努める。
- (3) 部員一人一人の人格を尊重するとともに、健康及び安全を第一に考え、怪我や事故などが発生しないように配慮する。
- (4) 原則として、週当たり 2 日以上（平日 1 日、週休日に 1 日）の休養日を設ける。また、1 日の活動時間は、平日 2 時間程度、休業日 3 時間程度とする。
- (5) 部活動の運営においては、顧問の負担が過重とならないよう副顧問等と役割を分担するなどして、心身共に健全に運営ができるように努める。

### 2 各部顧問の対応

- (1) 本校の「活動方針」にのっとり、生徒や保護者の要望などを踏まえ、各部の活動方針を作成する。
- (2) 年間の活動計画（活動日、休養日、参加予定大会日程など）、毎月の活動計画、活動実績（活動日時、場所、休養日、大会参加日など）を作成し、係に提出する。
- (3) 活動方針や活動計画のほか、部独自の取組についても保護者への説明を行い、理解を得る。
- (4) 計画に変更が生じた場合は、事前に生徒を通して保護者に伝える。